

# **教育等の振興に関する施策の大綱**

**平成27年7月**

**南三陸町**

## 1 大綱の位置付け

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、南三陸町長が本町における「教育等の振興に関する施策の大綱」として定めるものである。

## 2 大綱の期間

平成27年度から平成29年度まで（3年間）

## 3 基本理念

**ふるさと南三陸を愛し、志を掲げ、未来を創造する力をもった人を育てる。**

## 4 基本目標

### 基本目標 1

知・徳・体の調和がとれ、夢と志の実現のために自ら考え行動し、主体的に社会を生き抜く人を育みます。

### 基本目標 2

ふるさとを知り、伝統文化や社会の規範を大切にし、責任感と思いやりの心に富んだ人を育みます。

### 基本目標 3

震災後の教育環境の整備を進めるとともに、子どもたちの心のケアを図り、命を守る教育を充実します。

### 基本目標 4

学校・家庭・地域の教育力の充実と連携の強化を図り、南三陸町の豊かな教育資源を生かし、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくります。

## 基本目標 5

生涯にわたって学び続け、充実した人生を送ることができるよう地域の絆や連帯感を強め、活力ある地域コミュニティを再生します。

## 5 施策の基本方針

### 施策の基本方針 1 自立する力と確かな学力の育成

#### 重点的取組

- 自立のための志教育（キャリア教育）の推進
- 子どもたちの可能性を広げる確かな学力の育成
- 幼児教育から中等教育までの円滑な接続の推進

### 施策の基本方針 2 豊かな人間性や社会性、健やかな心と体の育成

#### 重点的取組

- 心豊かな人間性とたくましい心を持つ子どもの育成
- 健やかな体づくり、体力・運動能力の向上
- いじめや暴力行為等の根絶に向けた取組の推進

### 施策の基本方針 3 地域に根ざした特色ある学校づくり

#### 重点的取組

- ふるさとを知る教育の積極的な推進
- 地域と連携した学校づくりの推進

### 施策の基本方針 4 特別なニーズに対応したきめ細かな教育の推進

#### 重点的取組

- きめ細かな特別支援教育の推進と合理的配慮の提供

## 施策の基本方針 5

## 安全・安心な学校教育の推進

### 重点的取組

- 安全安心で質の高い教育環境の整備
- 子どもたちの心のケアの推進
- 防災・減災教育の充実
- 専門人材やサポート人材の充実

## 施策の基本方針 6

## 信頼され魅力ある教育環境づくり

### 重点的取組

- 教職員の資質・能力の向上
- 開かれた学校づくりと学校の適正配置等への対応

## 施策の基本方針 7

## 学校・家庭・地域が協働して子どもを育てる環境づくり

### 重点的取組

- 青少年の健全育成の推進
- 学校・家庭・地域・行政が連携・協働した教育の推進
- 家庭教育と子育てを支える環境づくり

## 施策の基本方針 8

## 生涯にわたる学習・スポーツ活動の推進

### 重点的取組

- 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進
- 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実
- 互助・共助による活力あるコミュニティの形成

## 施策の基本方針 9

## 地域文化の継承と創造の推進

### 重点的取組

- 郷土の伝統的な文化・芸能等の保護と育成

## 施策の基本方針 10

## ふるさとを愛し、未来への飛躍を実現する人材の育成

### 重点的取組

- 優れた才能や個性を伸ばす学習機会の提供
- ふるさとを愛し、地域づくりに貢献する人づくりの推進
- 地域の活性化を支援する学校教育・生涯学習の推進